

令和3年度長野県指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画(ニホンジカ)

1 背景及び目的

長野県における野生鳥獣による農林業被害のうち、ニホンジカによる被害は約3割に上り、従来ニホンジカが生息していなかった県北西部にも生息域を拡げるなど、農林業や自然生態系に深刻な影響を及ぼしている。

県では、第二種特定鳥獣管理計画(第5期ニホンジカ管理)(以下、「計画」という。)を策定し、令和元年度時点での県全体の推定生息頭数を124,406～352,803頭(中央値216,795頭)と推定し、生息数の増加の抑制が見込まれる生息頭数への誘導を図るべく、年度ごとの捕獲目標を定め捕獲対策に取り組んでいる。

令和3年度は、県全体で40,000頭のニホンジカの捕獲を目標とし、集中的かつ緊急的な捕獲を進める方針としている。

そこで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、県が事業主体となり、捕獲が困難である高標高地等において、積雪期における凍結防止わなを使用した捕獲実証を行い、ニホンジカの効率的な捕獲および捕獲効率の検証等に取り組む。

(注)第二種特定鳥獣管理計画の目標を踏まえ、当該都道府県内における指定管理鳥獣の生息状況(生息数、生息密度、分布、個体数推定、将来予測等)及び被害状況(農林水産業、生態系、生活環境等)を勘案して、指定管理鳥獣捕獲等事業によって個体群管理のための捕獲等を強化する必要性があることを簡潔に記載する。

2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ

3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

番号	実施区域名	実施期間
①	松本市 入山辺県有林	令和4年2月14日～令和4年3月31日 (うち、捕獲作業を行う期間) 令和4年2月19日～令和4年3月20日(30日間程度)

(注)原則として1年以内とし、年度をまたいでも構わない。

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

(1) 高密度地域

番号	実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
①	松本市 入山辺県有林	松本市入山辺	<ul style="list-style-type: none"> ・松本市入山辺は、ニホンジカが高密度に生息するハヶ岳山麓地域に属し、より効果的で持続可能なニホンジカ捕獲が必要な地域であるため。 ・平成30年度のカメラトラップ調査により、猟期に入るとニホンジカの出現頻度が高まることが把握されたため。 	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域

(注) 1 実施区域欄には、実施区域の名称を記載する。

2 住所等欄には、市町村名及び地名を可能な限り詳細に記載する。

3 選定理由欄には、実施区域の地形、被害状況、既存の捕獲等の実施状況等を踏まえ、当該地域を選定した理由を記載する。

4 他法令等欄には、国・都道府県指定鳥獣保護区、国立・国定公園、国有林、鳥獣被害防止特措法に定める被害防止計画の対象地域、国や市町村による捕獲事業の実施区域等、事前の調整や協議等が必要な地域と重複する場合には、その名称を記載する。

5 実施区域の全体を示す地形図等の図面を添付すること。

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
①松本市入山辺県有林	ニホンジカ捕獲数 10頭

(注) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標を踏まえ、指定管理鳥獣捕獲等事業の目標として、捕獲数等の具体的な数値を記載すること。

6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

(1) 捕獲等の方法

① 使用する猟法と規模

番号	実施区域名	使用する猟法	捕獲等の規模
①	松本市 入山辺県有林	わな猟(くくりわな) 銃猟(止めさしのみ)	30日程度

(注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載可能な範囲で簡潔に記載する。なお、受託者との調整の上で決定する場合においては、現時点で記載可能な事項や想定する内容を記載することと定めるものとする。

2 使用する猟法は、銃猟(誘引捕獲、忍び猟、巻狩り等)、わな猟(くくりわな、箱わな、囲いわな等)、網猟等の別について記載する。なお、銃刀法第5条の2第4項第1号に規定する「事業に対する被害を防止するためライフル銃による獣類の捕獲を必要とする者」として、認定鳥獣捕獲等事業者にライフル銃を所持させ、ライフル銃を用いた指定管理鳥獣捕獲等事業を委託し、実施させる必要がある場合は、ライフル銃の使用について記載すること。

3 捕獲等の規模は、日数、人数、人工数、回数、わなの設置数等により目安を記載する。

② 作業手順

<p>【関係者との調整】 利害関係人からの意見聴取や、関係地方公共団体との協議を行うとともに、実施区域周辺における関係者(猟友会、土地所有者等)に対しては、事前の説明等により合意形成を図る。</p> <p>【捕獲等の実施】 本計画に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲等を実施する。</p> <p>【安全管理】 受託者が下記の安全管理を講じるよう適切に監督する。 ①安全教育、訓練等の実施 ②安全管理体制の構築 ③安全管理対策の実施(第三者及び従事者)</p> <p>【捕獲等をした個体の回収・処分方法】 捕獲した個体は搬出し、適切に処理する。なお、搬出が困難な場合は、捕獲した場所に埋設する。</p> <p>【捕獲情報の収集及び評価】 受託者から、捕獲数(雌雄別)、捕獲場所、捕獲個体のサイズ、捕獲努力量等の情報を収集し、専門家等の意見も踏まえ、事業の評価を行う。</p>
--

(注) 事前調査の実施、関係者との調整、捕獲等の実施、安全管理、捕獲等をした個体の回収・処分方法(廃棄物としての適切な処理方法及び食肉等としての利活用をする予定がある場合はその旨)、錯誤捕獲への対応方針(わな猟・網猟の場合)、捕獲情報の収集、評価等、作業手順について、想定される内容を記載する。

(2) 捕獲等をした個体の放置に関する事項(実施する場合に限る。)

① 放置する必要性

--

(注) 捕獲等をした鳥獣を捕獲等をした場所に放置することで、指定管理鳥獣捕獲等事業が特に効果的に行われるという観点から、放置をする必要性等を具体的に記載する。

② 放置の内容

放置する時期	放置する区域	放置する数	捕獲等の方法

- (注) 1 放置する時期は、捕獲等をした個体を放置する行為を行う期間を記載する。
2 放置する区域は、可能な限り詳細で具体的な地域名を記載し、図面を添付する。
3 放置する数は、見込み数の上限を記載する。
4 捕獲数の方法は、銃猟にあつては必ず非鉛弾を使用する旨を記載する。

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項

--

- (注) 1 生態系への配慮事項として、例えば、他の野生動物を誘引することで生態系に大きな影響を及ぼす地域では行わない、事前に調査を行う等が挙げられる。
2 住民の安全への配慮事項として、例えば、放置した鳥獣をクマ類が捕食することにより、住民の安全に影響を及ぼすおそれがある場合には実施しないこと、事前に周知して住民の理解を得ること等が挙げられる。
3 生活環境への配慮事項として、例えば、集落や道路の周辺を避けること、水源への影響がないこと等が挙げられる。
4 地域の産業への配慮事項として、例えば、農林業の周辺を避けること等が挙げられる。
5 放置個体による影響のモニタリングを実施する場合は、その方法等を記載する。
6 事業途中で放置により問題が生じた場合には放置を中止し、可能な限り放置個体の搬出等に努める旨を記載することが望ましい。

(3) 夜間銃猟に関する事項(実施する場合に限る。)

① 夜間銃猟をする必要性

--

(注)夜間銃猟以外の方法によっては、指定管理鳥獣捕獲等事業を効果的に行うことや事業目標を達成することが困難と認められる理由等、夜間銃猟を行う必要性等を記載する。

② 夜間銃猟の内容

実施区域	実施日時・時間	銃猟の方法	実施者

- (注) 1 指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。
2 実施区域は住所等を記載し、実施区域を示した地形図を添付すること。
3 実施日時・時間は、夜間銃猟をすることを想定する時期・時間帯を記載する。
4 銃猟の方法は、想定する方法(餌付けにより誘引して定点から射撃する方法等)を安全性も踏まえ(射撃方向の確認やバックストップの確保の方向性等)記載する。
5 実施者は、夜間銃猟の認定鳥獣捕獲等事業者とし、想定する事業者がある場合はその名称を記載する。

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

--

(注)指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の作成段階で記載することが可能な内容を簡潔に記載する。捕獲等をした個体の回収・処理方法も記載すること。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

【実施主体】 長野県
【実施方法】 委託
【委託の範囲】 指定管理鳥獣の捕獲
【想定される委託先】 認定鳥獣捕獲等事業者
【評価】 受託者が収集した情報について、専門家を含めた検討会議において分析・評価することで、事業の評価を適切に行い、次年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に反映させる。

(注)事業の実施主体として、都道府県又は国の機関名を記載する。さらに、指定管理鳥獣捕獲等事業を直営で行うか委託するかを記載し、委託する場合は、委託の範囲と、想定される委託先(認定鳥獣捕獲等事業者への委託を想定等)があれば記載する。結果の把握及び評価並びに計画の改善を実施し得る体制を整備する場合や、大学・研究機関及び鳥獣の研究者等の専門家との連携をする場合はその旨を記載する。

8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静穏を保持するために必要な事項

(1) 住民の安全の確保のために必要な事項

・事業を実施する前に、十分に周知を行い、事故等の発生が無いよう万全を期す。 ・事業実施区域周辺に注意看板等を設置することで、山菜採りや登山等で入林した住民の安全を確保する。

(注)住民の安全の確保のために必要な事項として、想定する事項を記載する。

(2) 指定区域の静穏の保持に必要な事項

特になし

9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

(1) 事業において遵守しなければならない事項

鳥獣保護管理法その他の関係法令を遵守するものとする。

(2) 事業において配慮すべき事項

・生態系に影響のない捕獲後の処理方法を徹底する。 ・食肉として利活用できる場合は、積極的に協力する。 ・埋設処分等を行う場合は、水源等への影響の無いよう配慮する。

(3) 地域社会への配慮

特になし

実施区域 位置図

